

安城市就学援助条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 7 日

安城市長 三 星 元 人

安城市条例第 2 0 号

安城市就学援助条例の一部を改正する条例

安城市就学援助条例（平成 2 7 年安城市条例第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「有し、市町村の設置する」を「有する」に改める。

第 8 条第 1 項第 1 号中「第 2 条に規定する」を削り、同条第 2 項中「前項の」の次に「規定による」を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。